

大分大学医学部附属病院臨床倫理委員会細則

平成30年11月28日制定

平成30年医学部附属病院細則第1-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で行われる医療行為が、倫理的配慮の下に行われ、患者の人権及び生命尊厳の擁護に寄与するよう、本院の臨床現場において直面する臨床倫理の問題について組織的に対応することを目的として設置する大分大学医学部附属病院臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本院の医療従事者等が行う医療行為によって生じる、又は生じる可能性の高い倫理的な課題に関し、当該医療従事者等から倫理的判断を求められた事案（ヒトを対象とする臨床研究等の医学研究に係るものは除く。）について審議すること。
- (2) 本院の臨床倫理問題に関する指針、基本方針等の作成及びその作成に係る提言を行うこと。
- (3) 臨床倫理に関する諸問題について、本院の医療従事者等に対する教育活動を行うこと。
- (4) その他病院長が必要と認める業務

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副病院長（安全管理担当）
- (2) 医療安全管理部副部長
- (3) 内科系及び外科系診療科の科長 若干人
- (4) 医学科又は附属病院の医師免許を有する内科系又は外科系の教員のうち、助教以上の者 1人
- (5) 薬剤部長又は副薬剤部長
- (6) 看護部長又は副看護部長 1人
- (7) 倫理学、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者 1人
- (8) 一般の立場の者 1人
- (9) 医学・病院事務部長
- (10) その他委員長が必要と認める者

2 前項第3号から第8号まで及び第10号の委員は、病院長が指名又は委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第8号まで及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(審議)

第6条 委員会の審議は、必要の都度、行うものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 審議の議決は、原則として出席した委員全員の合意によるものとする。ただし、出席した委員全員による合意ができない場合は、出席した委員の3分の2以上の委員の合意により、議決するものとする。
- 4 審議を行うに当たり、審議の対象となる医療行為に従事する委員は、その審議及び議決に加わることができない。

(議事の特例)

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより審議を行う必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第3項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の審議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(迅速審議及び迅速審査)

第9条 第6条第2項の規定にかかわらず、患者の急な病変等緊急を要する場合であつて、委員長が迅速な審議の手続が必要と認めるときは、委員会を招集することなく、委員長が指名した委員により、迅速審議を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その緊急を要する場合において、委員を指名することが困難なときは、迅速審議を行うことなく、委員長による迅速審査を行うことができる。
- 3 迅速審議及び迅速審査の結果は、委員（迅速審議のために指名された委員を除く。）に報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、迅速審議及び迅速審査の結果について再審議を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、速やかに当該事案について審議を行うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、迅速審議及び迅速審査に関し必要な事項は、別に定める。

(審議の申請手続及び結果の通知)

第10条 第2条第1号に規定する審議を希望する者（以下「申請者」という。）は、倫理審査申請書（所定様式）に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、所属する部署の長（以下、「所属長」という。）を経て、病院長に提出しなければならない。

- 2 病院長は、前項の申請書を受け付けたときは、委員会に諮問しなければならない。
- 3 委員長は、委員会の審議結果について、病院長に報告するものとする。
- 4 病院長は、前項の報告に基づき、審議結果を審議結果通知書（所定様式）により、申請者に通知するものとする。

(予期しない事象の報告)

- 第11条 申請者は、前条第4項の通知に基づいて実施した事案において、予期しない事象の発生を認めたときは、直ちに病院長に報告しなければならない。
- 2 病院長は、前項の報告を受けたときは、当該医療行為の継続の可否について委員会の意見を求め、その結果を申請者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

- 第12条 申請者は、第10条第4項の通知に基づいて実施した事案について、終了し、又は中止したときは、実施状況報告書(所定様式)により、所属長を経て、病院長に報告しなければならない。
- 2 病院長は、前項の報告があった場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

(機密の保持)

- 第13条 委員及び第8条の規定により審議に出席した者は、機密の保持に万全の注意を払い、知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(コンサルテーションチーム)

- 第14条 委員会に、診療等における倫理的価値判断が困難な事案に係る検討を行うため、大分大学医学部附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム(以下「コンサルテーションチーム」という。)を置く。
- 2 コンサルテーションチームに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

- 第15条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課の協力を得て、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

- 第16条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成30年11月28日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名又は委嘱される第3条第1項第3号から第8号まで及び第10号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則 (平成31年医学部附属病院細則第1-2号)

この細則は、平成31年3月27日から施行する。

附 則 (令和2年医学部附属病院細則第1-10号)

この細則は、令和2年5月27日から施行する。